

定例会提出予定案件資料

予定議案

ページ

- 1 令和 2 年第 4 回市議会定例会提出予定議案 ----- 1 ～ 3

予算関係

- 2 令和 2 (2020) 年度各会計補正予算総括表 ----- 4
3 令和 2 (2020) 年度各会計補正予算の内訳 ----- 5 ～ 11
4 令和 2 (2020) 年度補正予算の内容 ----- 12 ～ 19

条例関係

- 5 函館市債権の管理に関する条例等の一部を改正する
条例の骨子 ----- 20 ～ 23

議案関係

- 6 土地の売払いについて ----- 24 ～ 25

1 令和2年第4回市議会定例会提出予定議案

(議 案)

- | | | |
|----|----------------------------------|---------|
| 1 | 令和2(2020)年度函館市一般会計補正予算 | 【財務部ほか】 |
| 2 | 令和2(2020)年度函館市港湾事業特別会計補正予算 | 【港湾空港部】 |
| 3 | 令和2(2020)年度函館市地方卸売市場事業特別会計補正予算 | 【農林水産部】 |
| 4 | 令和2(2020)年度函館市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 | 【市 民 部】 |
| 5 | 令和2(2020)年度函館市水道事業会計補正予算 | 【企 業 局】 |
| 6 | 令和2(2020)年度函館市公共下水道事業会計補正予算 | 【企 業 局】 |
| 7 | 令和2(2020)年度函館市交通事業会計補正予算 | 【企 業 局】 |
| 8 | 令和2(2020)年度函館市病院事業会計補正予算 | 【病 院 局】 |
| 9 | 函館市債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | 【財 務 部】 |
| 10 | 函館市違法駐車等防止条例の一部改正について | 【市 民 部】 |
| 11 | 函館市夜間急病センター条例の一部改正について | 【保健福祉部】 |
| 12 | 函館市公衆浴場法施行条例の一部改正について | 【保健福祉部】 |
| 13 | 函館市旅館業法施行条例の一部改正について | 【保健福祉部】 |
| 14 | 函館市道路占用料徴収条例の一部改正について | 【土 木 部】 |
| 15 | 函館市流水占用料等徴収条例の一部改正について | 【土 木 部】 |
| 16 | 函館市普通河川管理条例の一部改正について | 【土 木 部】 |
| 17 | 函館市都市公園条例の一部改正について | 【土 木 部】 |
| 18 | 函館市学校給食共同調理場条例の一部改正について | 【教育委員会】 |

19	函館市火災予防条例の一部改正について	【消 防 本 部】
20	物品の購入契約について（競泳用スターティングブロック一式）	【教育委員会】
21	土地の売払いについて（もと光成中学校用地）	【財 務 部】
22	公の施設の指定管理者の指定について（函館市青函連絡船記念館摩周丸）	【企 画 部】
23	同 件（函館市総合福祉センター）	【保健福祉部】
24	同 件（函館市斎場ほか3 斎場）	【保健福祉部】
25	同 件（函館市日乃出いこいの家）	【環 境 部】
26	同 件（函館市職業訓練センター）	【経 済 部】
27	同 件（はこだてみらい館・はこだてキッズプラザ）	【経 済 部】
28	同 件（函館市旧イギリス領事館）	【観 光 部】
29	同 件（函館市亀尾ふれあいの里）	【農林水産部】
30	同 件（函館市漁村センター）	【農林水産部】
31	同 件（函館市青果物地方卸売市場）	【農林水産部】
32	同 件（函館市栈橋駐車場ほか2 駐車場）	【土 木 部】
33	同 件（港町ふ頭コンテナヤード施設）	【港湾空港部】
34	同 件（函館市小安中央会館）	【戸 井 支 所】
35	同 件（函館市汐首東会館）	【戸 井 支 所】
36	同 件（函館市瀬田来会館）	【戸 井 支 所】
37	同 件（函館市弁才町会館）	【戸 井 支 所】
38	同 件（函館市泊町会館）	【戸 井 支 所】

39	同	件	(函館市館町会館)	【戸井支所】
40	同	件	(函館市原木会館)	【戸井支所】
41	同	件	(函館市日浦会館ほか6会館)	【恵山支所】
42	同	件	(函館市新八幡町会館ほか1会館)	【楳法華支所】
43	同	件	(函館市古部会館)	【南茅部支所】
44	同	件	(函館市木直会館ほか1会館)	【南茅部支所】
45	同	件	(函館市尾札部会館)	【南茅部支所】
46	同	件	(函館市川汲会館)	【南茅部支所】
47	同	件	(函館市臼尻会館)	【南茅部支所】
48	同	件	(函館市大船会館)	【南茅部支所】
49	同	件	(函館市磯谷会館)	【南茅部支所】
50	同	件	(函館市南茅部ふるさと文化公園ほか5施設)	【教育委員会】
51	同	件	(函館市重要文化財旧函館区公会堂)	【教育委員会】
52	同	件	(函館市北方民族資料館)	【教育委員会】
53	同	件	(函館市文学館)	【教育委員会】
54	同	件	(函館市民スケート場)	【教育委員会】
55	市道の路線認定および廃止ならびに変更について			【土木部】

(報告)

1	例月現金出納検査報告	【監査事務局】
---	------------	---------

2 令和2(2020)年度各会計補正予算総括表

(単位：千円)

会 計 区 分			補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計			169,966,933	685,980	170,652,913
特 別 会 計	港 湾 事 業		3,478,000	98,137	3,576,137
	国 民 健 康 保 険 事 業		28,844,261		28,844,261
	自 転 車 競 走 事 業		16,887,271		16,887,271
	奨 学 資 金		26,075		26,075
	地 方 卸 売 市 場 事 業		425,000	▲ 43	424,957
	介 護 保 険 事 業		31,076,569		31,076,569
	発 電 事 業		4,400		4,400
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業		223,459		223,459
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業		4,426,140	18,808	4,444,948
	小 計		85,391,175	116,902	85,508,077
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入	7,248,855	▲ 41,081	7,207,774
		支 出	8,579,005	▲ 44,977	8,534,028
	公 共 下 水 道 事 業	収 入	11,708,488	▲ 55,364	11,653,124
		支 出	13,217,308	▲ 53,229	13,164,079
	交 通 事 業	収 入	1,922,318	▲ 27,834	1,894,484
		支 出	2,147,374	▲ 26,919	2,120,455
	病 院 事 業	収 入	23,239,694	24,570	23,264,264
支 出		23,226,390	24,570	23,250,960	
小 計	収 入	44,119,355	▲ 99,709	44,019,646	
	支 出	47,170,077	▲ 100,555	47,069,522	
合 計		収 入	299,477,463	703,173	300,180,636
		支 出	302,528,185	702,327	303,230,512

3 令和2(2020)年度各会計補正予算の内訳

【一般会計・歳出】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
総務費	31,572,782	192,360	31,765,142	- ふるさと納税関係経費増 170,000 - 道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金増 2,131 - 大間原発訴訟基金積立金増 31,000 - 町会長等研修事業費負担金減(▲739)ほか ▲4,300 - 本庁舎設備改修事業費減(▲429)ほか ▲6,471
民生費	55,534,898	▲4,447	55,530,451	もと美原児童館解体費減(▲980)ほか ▲4,447
衛生費	9,498,006	▲89,143	9,408,863	- 総合保健センター設備改修事業費増 308 「はこだて市民健康大学」実行委員会負担金減(▲7,000)ほか ▲10,044 - 後期高齢者医療療養給付費負担金減 ▲20,634 - 後期高齢者医療事業特別会計繰出金減 ▲58,773
農林水産費	1,252,662	▲3,233	1,249,429	- もと亀尾小学校プール等解体費 14,399 - 第71回全国漁港漁場大会開催負担金減(▲5,460)ほか ▲10,060 - 地方卸売市場事業特別会計繰出金減 ▲7,572
商工費	15,435,923	134,158	15,570,081	- 新しい生活様式対応店舗等改修支援事業費増 150,000 - 函館駅前通整備関係経費増 7,221 - 中国デジタルプロモーション実施経費皆減(▲11,300)ほか ▲17,900 - 函館市アンテナショップ運営経費減(▲2,163)ほか ▲5,163
土木費	9,727,666	▲122,529	9,605,137	- 空の日記念事業負担金皆減 ▲200 - 特定建築物耐震化支援事業費減 ▲48,758 - 河川維持管理費減(▲2,121)ほか ▲15,840 - 港湾事業特別会計繰出金減 ▲57,731
消防費	814,550	10,660	825,210	- 消防庁舎感染拡大防止対策事業費 24,200 2020東京オリンピック警備体制強化応援所要経費減 ▲5,377 - 自動車購入費減(常備・非常備消防費) ▲8,163
教育費	9,358,672	24,512	9,383,184	- 学校図書館環境整備事業費増(小・中学校費) 40,000 - 学校給食設備改善事業費増(小学校費) 5,137 - 道德教育推進校研究事業費皆減(▲500)ほか ▲4,926 - 教育施設点検事業費減(▲2,831)ほか ▲15,699
公債費	11,950,185	▲45,788	11,904,397	- 長期償還元金増 6,354 - 長期償還利子減 ▲52,142
諸支出金	6,514,255	410,327	6,924,582	- 水道事業負担金減 ▲30 - 下水道事業負担金減 ▲4,483 - 交通事業補助金減 ▲3,160 - 公共施設整備等基金積立金増 418,000
予備費	907,685	179,103	1,086,788	通常分増(845,287→1,024,390) 179,103
その他	17,399,649		17,399,649	
歳出合計	169,966,933	685,980	170,652,913	

【一般会計・歳入】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
国庫支出金	61,061,764	▲ 37,096	61,024,668	・ 児童福祉施設整備費補助金減 ▲ 2,385 ・ 保健所費補助金減 ▲ 2,070 ・ 住宅・建築物安全対策支援事業費補助金減 ▲ 12,190 ・ 公営住宅改善費補助金減 ▲ 807 ・ 公営住宅建設費補助金減 ▲ 3,441 ・ 消防施設費補助金増 7,096 ・ 消防・救急体制整備費補助金皆減 ▲ 22,570 ・ 公立学校建物大規模改造事業費補助金減 ▲ 729
道支出金	8,817,717	▲ 32,053	8,785,664	・ 後期高齢者医療保険基盤安定負担金減 ▲ 24,306 ・ 住宅・建築物安全対策支援事業費補助金減 ▲ 24,379 ・ 消防施設費補助金減 ▲ 61 ・ 消防・救急体制整備費補助金 17,193 ・ 道徳教育推進校研究事業委託金皆減 ▲ 500
財産収入	823,521	418,000	1,241,521	・ 不動産売却収入増(もと光成中学校用地売却) 418,000
寄付金	719,889	351,117	1,071,006	・ 一般寄付金減(ふるさと納税分) ▲ 44,000 ・ 指定寄付金(ふるさと納税分) 344,000 ・ 指定寄付金増(その他分) 51,117
繰入金	1,417,361	▲ 23,500	1,393,861	・ 公共施設整備等基金繰入金減 ▲ 12,200 ・ 観光振興基金繰入金減 ▲ 11,300
諸収入	10,915,129	4,312	10,919,441	・ 学校臨時休業対策費収入増 8,012 ・ スポーツ振興くじ助成金減 ▲ 1,200 ・ 乗合バス事業施設維持補修費負担金皆減 ▲ 2,500
市債	9,383,600	5,200	9,388,800	・ 過疎地域自立促進特別事業債【財源補正】 〔黒船サーカス2020開催補助金分皆減 ▲ 2,000〕 〔はこだてクリスマスファンタジー開催負担金分増 2,000〕 ・ もと美原児童館解体事業債減 ▲ 300 ・ 児童福祉施設整備費補助事業債減 ▲ 1,100 ・ 総合保健センター設備改修事業債増 2,400 ・ もと亀尾小学校プール等解体事業債 12,900 ・ 中心市街地活性化整備事業債増 7,200 ・ 河川浚渫事業債 17,800 ・ 公営住宅建設事業債減 ▲ 5,300 ・ 消防自動車購入事業債減 ▲ 22,500 ・ 小中学校校舎等改修事業債減 ▲ 1,600 ・ 千代台公園庭球場整備事業債減 ▲ 1,200 ・ 交通事業会計補助金債減 ▲ 3,100
その他	76,827,952		76,827,952	
歳入合計	169,966,933	685,980	170,652,913	

【一般会計・その他】

(単位:千円)

【継続費・追加】

・総合保健センター設備改修事業(非常用自家発電設備改修工事費)

【保健福祉部】

総 額	155,210
年割額	令和2年度 308 令和3年度 154,902

【継続費・変更】

・本庁舎設備改修事業(外壁タイル改修工事費)

【総務部】

総 額	240,000	→	237,600
年割額	令和2年度 42,000	→	41,571
	令和3年度 78,000	→	77,160
	令和4年度 120,000	→	118,869

・大川団地公営住宅建設事業(1号棟35戸)

【都市建設部】

総 額	925,741	→	900,849
年割額	令和2年度 96,114	→	93,816
	令和3年度 829,627	→	807,033

【債務負担行為・追加】

・職員健康診断・予防接種委託料

期 間 令和3年度 限度額 17,395 【総務部】

・恵山地域福祉バス管理運行业務委託料

期 間 令和3年度 限度額 5,522 【恵山支所】

・生活困窮者世帯学習支援等業務委託料

期 間 令和3年度から
令和5年度まで 限度額 28,468 【保健福祉部】

・就労準備支援業務委託料

期 間 令和3年度から
令和5年度まで 限度額 38,961 【保健福祉部】

・函館湯川漁港交流広場トイレ清掃業務委託料

期 間 令和3年度 限度額 632 【農林水産部】

・観光ポータルサイト運営業務委託料

期 間 令和3年度 限度額 15,100 【観光部】

・道路整備事業費(中環状通舗装事業)

期 間 令和3年度 限度額 143,000 【土木部】

・舗装道補修業務委託料

期 間 令和3年度 限度額 113,428 【土木部】

・区画線設置業務委託料

期 間 令和3年度 限度額 15,401 【土木部】

・道路清掃業務委託料

期 間 令和3年度 限度額 4,631 【土木部】

・戸井地域通学バス管理運行业務委託料

期 間 令和3年度 限度額 15,216 【教育委員会】

・恵山地域通学バス管理運行业務委託料

期 間 令和3年度 限度額 16,106 【教育委員会】

・校舎等環境整備業務委託料(桔梗小学校ほか4校)

期 間 令和3年度 限度額 32,540 【教育委員会】

・学校給食配送業務委託料(昭和小学校)

期 間 令和3年度 限度額 4,329 【教育委員会】

【債務負担行為・変更】

・指定ごみ袋およびごみ処理券保管・搬送業務委託料

限度額 21,038 → 21,006 【環境部】

・夜間急病センター管理委託料

限度額 103,932 → 93,957 【保健福祉部】

・火葬場管理委託料(斎場ほか3斎場)

限度額 515,100 → 513,019 【保健福祉部】

・日乃出いこいの家管理委託料

限度額 28,446 → 27,819 【環境部】

・漁村センター管理委託料

限度額 16,797 → 16,791 【農林水産部】

・はこだてみらい館・はこだてキッズプラザ管理委託料

限度額 701,976 → 696,725 【経済部】

・函館駅周辺公共駐車場管理委託料
(棧橋駐車場ほか2駐車場)

限度額 68,665 → 68,000 【土木部】

・旧函館区公会堂管理委託料

限度額 283,930 → 282,930 【教育委員会】

・函館市民スケート場管理委託料

限度額 382,750 → 382,611 【教育委員会】

【港湾事業特別会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
港湾管理費	381,909	▲ 100	381,809	・ 海の日を祝う会補助金皆減 ▲ 100
港湾整備費	1,756,500	103,000	1,859,500	・ ふ頭整備費増 103,000
公債費	1,095,236	▲ 4,763	1,090,473	・ 長期債償還利子減 ▲ 4,763
その他	244,355		244,355	
歳出合計	3,478,000	98,137	3,576,137	
財源	繰入金	1,265,000	▲ 57,731	・ 一般会計繰入金減 ▲ 57,731
	繰越金	1	52,868	・ 前年度繰越金増 52,868
	市債	1,567,600	103,000	・ ふ頭整備債増 103,000
	その他	645,399	645,399	
歳入合計	3,478,000	98,137	3,576,137	

【港湾事業特別会計・その他】

(単位:千円)

【繰越明許費】			
・ ふ頭整備事業(港町地区)		103,000	
【債務負担行為・変更】			
・ 港町ふ頭コンテナヤード施設管理委託料	限度額	83,020 → 80,200	

【地方卸売市場事業特別会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
公債費	62,094	▲ 43	62,051	・ 長期債償還利子減 ▲ 43
その他	362,906		362,906	
歳出合計	425,000	▲ 43	424,957	
財源	繰入金	267,558	▲ 7,572	・ 一般会計繰入金減 ▲ 7,572
	繰越金	1	7,529	・ 前年度繰越金増 7,529
	その他	157,441	157,441	
歳入合計	425,000	▲ 43	424,957	

【地方卸売市場事業特別会計・その他】

(単位:千円)

【債務負担行為・変更】			
・ 青果物地方卸売市場管理委託料	限度額	216,018 → 215,589	

【後期高齢者医療事業特別会計】

(単位:千円)

款		補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
総務費		44,682	5,060	49,742	・後期高齢者医療システム改修費 5,060
後期高齢者医療 広域連合納付金		4,204,153	13,748	4,217,901	・後期高齢者医療広域連合納付金増 13,748 〔保険料等分増 68,954 ・保険基盤安定分減 ▲32,408 ・事務費負担金分減 ▲22,798〕
その他		177,305		177,305	
歳出合計		4,426,140	18,808	4,444,948	
財 源	国庫支出金		1,012	1,012	・後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 1,012
	繰入金	1,263,756	▲ 58,773	1,204,983	・一般会計繰入金減 ▲ 58,773
	繰越金	1	76,569	76,570	・前年度繰越金増 76,569
	その他	3,162,383		3,162,383	
歳入合計		4,426,140	18,808	4,444,948	

【水道事業会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
水道事業費用	4,556,753	▲ 1,995	4,554,758	・ 企業債利息減 ▲ 2,650 ・ 消費税及び地方消費税増 653 ・ 雑支出増(消費税) 2
資本的支出	4,022,252	▲ 42,982	3,979,270	・ 事業費減(水道事業建設改良費ほか) ▲ 42,982
支出合計	8,579,005	▲ 44,977	8,534,028	
水道事業収益	5,012,444	▲ 30	5,012,414	・ 他会計負担金減(公債費分) ▲ 30
資本的収入	2,236,411	▲ 41,051	2,195,360	・ 企業債減(事業費分) ▲ 5,300 ・ 工事補償金減(事業費分) ▲ 35,751
収入合計	7,248,855	▲ 41,081	7,207,774	・ 諸支出金減 ▲30(負担金減 ▲30)

【公共下水道事業会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
下水道事業費用	6,968,611	▲ 2,260	6,966,351	・ 企業債利息減 ▲ 11,552 ・ 消費税及び地方消費税増 9,296 ・ 雑支出減(消費税) ▲ 4
資本的支出	6,248,697	▲ 50,969	6,197,728	・ 事業費減(管渠事業費ほか) ▲ 50,969
支出合計	13,217,308	▲ 53,229	13,164,079	
下水道事業収益	8,081,194	▲ 4,369	8,076,825	・ 他会計負担金減(公債費分) ▲ 4,369
資本的収入	3,627,294	▲ 50,995	3,576,299	・ 企業債減(事業費分) ▲ 102,000 ・ 国庫補助金増(事業費分) 47,433 ・ 他会計負担金減(事業費分) ▲ 114 ・ 工事補償金増(事業費分) 3,686
収入合計	11,708,488	▲ 55,364	11,653,124	諸支出金減 ▲4,483(負担金減 ▲4,483)

【交通事業会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
軌道事業費用	1,563,634	896	1,564,530	・ 企業債利息減 ▲ 1,073 ・ 消費税及び地方消費税増 1,969
資本的支出	583,740	▲ 27,815	555,925	・ 事業費減(軌道費ほか) ▲ 27,815
支出合計	2,147,374	▲ 26,919	2,120,455	
軌道事業収益	1,502,514		1,502,514	
資本的収入	419,804	▲ 27,834	391,970	・ 企業債減(事業費分) ▲ 21,700 ・ 国庫補助金減(事業費分) ▲ 2,974 ・ 他会計補助金減(事業費分) ▲ 3,160
収入合計	1,922,318	▲ 27,834	1,894,484	・ 諸支出金減 ▲ 3,160(補助金減 ▲ 3,160)

【病院事業会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
病院事業費用	21,019,281	24,570	21,043,851	・ ICU電子カルテ改修事業費 23,980 ・ 高等看護学院生支援金交付事業費 590
資本的支出	2,207,109		2,207,109	
支出合計	23,226,390	24,570	23,250,960	
病院事業収益	21,901,188	24,570	21,925,758	・ インフルエンザ流行期における救急・ 周産期・小児医療機関体制確保事業補助金 23,980 ・ 新型コロナウイルス感染症対策助成金 590
資本的収入	1,338,506		1,338,506	
収入合計	23,239,694	24,570	23,264,264	

4 令和2(2020)年度補正予算の内容

【歳 出】

(単位:千円)

科 目 ・ 内 容	事業費	財 源 内 訳	
		特定財源	一般財源
1 新規および増額分	995,026	493,060	501,966
ふるさと納税増(5億円→8億円)に伴う補正	201,000	300,000	▲ 99,000
[総務費・一般管理費] 【財務部】 ふるさと納税関係経費(返礼品所要経費ほか) 既決予算額 250,000 → 420,000	170,000		170,000
[総務費・大間原発訴訟資金積立金] 【財務部】 大間原発訴訟資金積立金 既決予算額 98 → 31,098	31,000	31,000	
[歳入・寄付金] 【財務部】 指定寄付金(ふるさと納税分)【財源補正】 既決予算額 0 → 313,000		313,000	▲ 313,000
[歳入・寄付金] 【財務部】 一般寄付金(ふるさと納税分)【財源補正】 既決予算額 500,000 → 456,000		▲ 44,000	44,000
[総務費・企画費] 【企画部】 道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金 経営安定のための運行赤字の一部支援について、 旅客運輸収入減などに伴う市負担分の増 既決予算額 9,332 → 11,463	2,131		2,131
[衛生費・保健衛生総務費] 【保健福祉部】 総合保健センター設備改修事業費 非常用自家発電設備の整備および既決予算(実施設計)の財源補正 既決予算額 10,868 → 11,176	308	330 (国)1/2, (市債)→(市債)	▲ 22
【継続費設定】総額 155,210 令和2年度 308 令和3年度 154,902			
[農林水産費・農業振興費] 【農林水産部】 もと亀尾小学校プール等解体費 もと亀尾小学校跡地を酒蔵建設予定地として 貸し付けるため、プールや工作物等を解体 既決予算額 0 → 14,399	14,399	12,900 (市債)	1,499
[商工費・商工総務費] 【経済部】 《新型コロナウイルス感染症緊急対策》 新しい生活様式対応店舗等改修支援事業費 件数増加への対応 [第3次補正事業分] 既決予算額 115,000 → 265,000	150,000		150,000
[商工費・商工業振興費] 【経済部】 函館駅前通整備関係経費 国が実施する舗装工事の前倒しに伴う整備負担金の増 既決予算額 62,706 → 69,927	7,221	7,200 (市債)	21

【歳 出】

(単位:千円)

科 目 ・ 内 容	事業費	財 源 内 訳	
		特定財源	一般財源
[消防費・常備消防費] 【消防本部】 ≪新型コロナウイルス感染症緊急対策≫ 消防庁舎感染拡大防止対策事業費 北消防署桔梗出張所の仮眠室を改修し個室化 既決予算額 0 → 24,200	24,200		24,200
[教育費・学校管理費(小・中学校費)] 【教育委員会】 学校図書館環境整備事業費 学校図書の充実を目的とした寄付金を活用し、 小・中学校の図書を整備 既決予算額 5,756 → 45,756	40,000	40,000 (寄付金)	
[教育費・学校管理費(小学校費)] 【教育委員会】 学校給食設備改善事業費 柏野小学校の学校給食調理場の廃止により、 子学校となることに伴う、配送コンテナ等の整備 既決予算額 13,863 → 19,000	5,137		5,137
[諸支出金・公共施設整備等基金積立金] 【財務部】 公共施設整備等基金積立金 もと光成中学校用地売却収入分の基金への積み立て 既決予算額 734,022 → 1,152,022	418,000		418,000
[港湾事業特別会計・ふ頭整備費] 【港湾空港部】 ふ頭整備費(港町地区) 【繰越明許費】 港町ふ頭コンテナヤード大型クレーンにおける エンジン発電機の老朽化に伴う更新 既決予算額 47,200 → 150,200	103,000	103,000 (市債)	
[後期高齢者医療事業特別会計・一般管理費] 【市民部】 後期高齢者医療システム改修費 税制改正に伴う保険料算定に係るシステム改修 既決予算額 0 → 5,060	5,060	5,060 (国) (一般会計繰入金)	
[病院事業会計] 【病院局】 ≪新型コロナウイルス感染症緊急対策≫ ICU電子カルテ改修事業費 I C Uに係る医療従事者の感染リスクおよび 業務負担の軽減のため、電子カルテを改修	23,980	23,980 (国)10/10	
[病院事業会計] 【病院局】 ≪新型コロナウイルス感染症緊急対策≫ 高等看護学院生支援金交付事業費 独立行政法人日本学生支援機構からの 助成金を活用し、全学生(203人)へ支援金を給付	590	590 (助成金)	

【歳 出】

(単位:千円)

科 目 ・ 内 容	事業費	財 源 内 訳	
		特定財源	一般財源
2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い 予算執行が見込まれない事業等の減額分	▲ 52,907	▲ 19,277	▲ 33,630
[総務費・市民生活推進費] 【市民部】 町会長等研修事業費負担金 既決予算額 803 → 64	▲ 739		▲ 739
[総務費・男女共同参画推進費] 【市民部】 男女共同参画推進費 (フォーラム開催分) 既決予算額 628 → 0	▲ 628		▲ 628
[総務費・企画費] 【企画部】 外国人材受入支援事業費 既決予算額 533 → 0	▲ 533		▲ 533
[総務費・企画費] 【企画部】 若者の出会いの場創出事業費 既決予算額 400 → 0	▲ 400		▲ 400
[総務費・企画費] 【企画部】 黒船サーカス2020開催補助金 既決予算額 2,000 → 0	▲ 2,000	▲ 2,000 (市債)	
[衛生費・健康増進事業費] 【保健福祉部】 「はこだて市民健康大学」実行委員会負担金 既決予算額 14,500 → 7,500	▲ 7,000		▲ 7,000
[衛生費・健康増進事業費] 【保健福祉部】 がん検診普及啓発等関係経費 (がん検診受診率UPキャンペーン分) 既決予算額 3,044 → 0	▲ 3,044		▲ 3,044
[農林水産費・水産総務費] 【農林水産部】 第71回全国漁港漁場大会開催負担金 既決予算額 6,000 → 540	▲ 5,460		▲ 5,460
[農林水産費・水産振興費] 【農林水産部】 コンブ漁業作業省力化研究事業費 既決予算額 4,400 → 0	▲ 4,400		▲ 4,400
[農林水産費・水産振興費] 【農林水産部】 函館いか祭り実行委員会負担金 既決予算額 300 → 100	▲ 200		▲ 200
[商工費・商工業振興費] 【経済部】 中心市街地賑わい事業費 既決予算額 5,000 → 0	▲ 5,000		▲ 5,000

【歳 出】

(単位:千円)

科 目 ・ 内 容	事業費	財 源 内 訳	
		特定財源	一般財源
[商工費・観光費] 【観光部】 中国デジタルプロモーション実施経費 既決予算額 11,300 → 0	▲ 11,300	▲ 11,300 〔観光振興 基金繰入金〕	
[商工費・観光費] 【観光部】 インバウンド対応スキルアップ人材育成経費 既決予算額 400 → 0	▲ 400		▲ 400
[商工費・観光費] 【観光部】 青函祭交流経費 既決予算額 1,200 → 0	▲ 1,200		▲ 1,200
[土木費・空港総務費] 【港湾空港部】 空の日記念事業負担金 既決予算額 200 → 0	▲ 200		▲ 200
[消防費・常備消防費] 【消防本部】 2020東京オリンピック警備体制強化応援所要経費 既決予算額 22,570 → 17,193	▲ 5,377	▲ 5,377 (国→道)10/10	
[教育費・教育委員会費] 【教育委員会】 道徳教育推進校研究事業費 既決予算額 500 → 0	▲ 500	▲ 500 (道)10/10	
[教育費・南茅部教育事務所費] 【教育委員会】 大船南部神楽保存会補助金 既決予算額 50 → 0	▲ 50		▲ 50
[教育費・社会教育総務費] 【教育委員会】 はこだてカルチャーナイト開催負担金 既決予算額 243 → 0	▲ 243		▲ 243
[教育費・社会教育総務費] 【教育委員会】 第67回日本PTA北海道ブロック研究大会 函館大会開催補助金 既決予算額 300 → 0	▲ 300		▲ 300
[教育費・保健体育総務費] 【教育委員会】 海水浴場開設経費 既決予算額 4,567 → 734	▲ 3,833		▲ 3,833
[港湾事業特別会計・一般管理費] 【港湾空港部】 海の日を祝う会補助金 既決予算額 100 → 0	▲ 100	▲ 100 (一般会計繰入金)	

【歳 出】

(単位:千円)

科 目 ・ 内 容	事業費	財 源 内 訳	
		特定財源	一般財源
3 事業費確定等分	▲ 302,712	▲ 69,085	▲ 233,627
[総務費・庁舎管理費] 【総務部】 本庁舎設備改修事業費 【継続費・変更】 (外壁タイル改修工事分) 既決予算額 42,000 → 41,571	▲ 429		▲ 429
[総務費・企画費] 【企画部】 北海道新幹線建設促進費 既決予算額 2,824 → 1,782	▲ 1,042		▲ 1,042
[総務費・企画費] 【企画部】 乗合バス事業施設維持補修費 既決予算額 5,000 → 0	▲ 5,000	▲ 2,500 (雑入)	▲ 2,500
[民生費・子ども未来総務費] 【子ども未来部】 もと美原児童館解体費 既決予算額 12,546 → 11,566	▲ 980	▲ 300 (市債)	▲ 680
[民生費・子ども未来総務費] 【子ども未来部】 児童福祉施設整備費補助金 既決予算額 284,596 → 281,129	▲ 3,467	▲ 3,485 (国)2/3,11/16 (市債)	18
[衛生費・後期高齢者医療事業費] 【市民部】 後期高齢者医療療養給付費負担金 既決予算額 3,721,319 → 3,700,685	▲ 20,634		▲ 20,634
[衛生費・後期高齢者医療事業特別会計繰出金] 【財務部】 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 前年度繰越金および後期高齢者医療広域連合納付金の確定などに伴う繰出金の整理 既決予算額 1,263,756 → 1,204,983	▲ 58,773	▲ 24,306 (道) 3/4	▲ 34,467
[農林水産費・地方卸売市場事業特別会計繰出金] 【財務部】 地方卸売市場事業特別会計繰出金 前年度繰越金および長期債償還利子の確定に伴う繰出金の整理 既決予算額 267,558 → 259,986	▲ 7,572		▲ 7,572
[商工費・商工総務費] 【経済部】 飲食業・食品製造業等支援事業費【財源補正】 既決予算額 27,440 → 27,440		400 (寄付金)	▲ 400
[商工費・商工業振興費] 【経済部】 函館市アンテナショップ運営経費 既決予算額 10,767 → 8,604	▲ 2,163		▲ 2,163
[商工費・商工業振興費] 【経済部】 創業支援事業負担金 既決予算額 13,000 → 10,000	▲ 3,000		▲ 3,000

【歳 出】

(単位:千円)

科 目 ・ 内 容	事業費	財 源 内 訳	
		特定財源	一般財源
【商工費・観光費】 はこだてクリスマスファンタジー開催負担金【財源補正】 既決予算額 33,100 → 33,100		2,000 (市債)	▲ 2,000
【土木費・建築行政費】 特定建築物耐震化支援事業費(耐震改修工事補助金) 既決予算額 187,036 → 138,278	▲ 48,758	▲ 36,569 (国)1/4 (道)1/2	▲ 12,189
【土木費・河川費】 河川維持管理費 (石川ほか5河川浚渫工事分) 既決予算額 54,010 → 51,889	▲ 2,121	17,800 (市債)	▲ 19,921
【土木費・住宅管理費】 市営住宅外壁等改修事業費(旭岡団地1-10号棟) 既決予算額 66,500 → 64,130	▲ 2,370	19 (国)45/100	▲ 2,389
【土木費・住宅管理費】 市営住宅居住性向上改善事業費(湯川団地27~29号棟) 既決予算額 43,084 → 41,247	▲ 1,837	▲ 1,826 (国)45/100 (市債)	▲ 11
【土木費・住宅管理費】 市営住宅給水設備改修事業費(花園団地4号棟, 5号棟) 既決予算額 7,800 → 7,150	▲ 650		▲ 650
【土木費・住宅管理費】 市営住宅防災警報器更新事業費(鍛冶2丁目団地, 日乃出改良団地) 既決予算額 9,400 → 8,366	▲ 1,034		▲ 1,034
【土木費・住宅建設費】 公営住宅建設費(大川団地1, 2号棟分) 【1号棟継続費・変更】 既決予算額 120,744 → 112,916	▲ 7,828	▲ 7,741 (国)45/100 (市債)	▲ 87
【土木費・西部地区歴史的町並み保全事業費】 歴史的建造物保全調査事業費【財源補正】 既決予算額 3,801 → 3,801		1,000 (寄付金)	▲ 1,000
【土木費・港湾事業特別会計繰出金】 港湾事業特別会計繰出金 前年度繰越金および長期債償還利子の確定などに伴う繰出金の整理 既決予算額 1,265,000 → 1,207,269	▲ 57,731		▲ 57,731
【消防費・常備消防費および非常備消防費】 自動車購入費 (水槽付消防ポンプ自動車ほか4台) 既決予算額 164,000 → 155,837	▲ 8,163	▲ 8,748 (国, 道, 市債, 寄付金)	585

【歳 出】

(単位:千円)

科 目 ・ 内 容	事業費	財 源 内 訳	
		特定財源	一般財源
[教育費・教育委員会費] 【教育委員会】 教育施設点検事業費 既決予算額 5,977 → 3,146	▲ 2,831		▲ 2,831
[教育費・教育委員会費] 【教育委員会】 南茅部地域通学バス運行業務委託料 既決予算額 15,111 → 13,406	▲ 1,705		▲ 1,705
[教育費・学校管理費(中学校費)] 【教育委員会】 校舎等整備改修費 (北中学校校舎暖房設備等改修工事) 既決予算額 46,926 → 44,608	▲ 2,318	▲ 2,329 (国)1/3 (市債)	11
[教育費・社会教育総務費] 【教育委員会】 図書館管理費【財源補正】 (中央図書館図書購入分) 既決予算額 294,089 → 294,089		3,000 (寄付金)	▲ 3,000
[教育費・保健体育総務費] 【教育委員会】 七重浜海水浴場開設事業補助金 既決予算額 500 → 0	▲ 500		▲ 500
[教育費・体育施設費] 【教育委員会】 施設備品整備費 (市民プール競泳用スターティングブロック一式) 既決予算額 27,240 → 20,035	▲ 7,205	▲ 1,200 (雑入)	▲ 6,005
[教育費・体育施設費] 【教育委員会】 千代台公園庭球場整備事業費 既決予算額 15,000 → 13,860	▲ 1,140	▲ 1,200 (市債)	60
[公債費・元金] 【財務部】 長期債償還元金 既決予算額 11,416,268 → 11,422,622	6,354		6,354
[公債費・利子] 【財務部】 長期債償還利子 既決予算額 459,221 → 407,079	▲ 52,142		▲ 52,142
[諸支出金・水道事業費] 【財務部】 水道事業負担金 企業債利息の確定に伴う整理 既決予算額 102,230 → 102,200	▲ 30		▲ 30
[諸支出金・下水道事業費] 【財務部】 下水道事業負担金 建設改良費および企業債利息の確定に伴う整理 既決予算額 1,889,590 → 1,885,107	▲ 4,483		▲ 4,483
[諸支出金・交通事業費] 【財務部】 交通事業補助金 建設改良費の確定に伴う整理 既決予算額 293,720 → 290,560	▲ 3,160	▲ 3,100 (市債)	▲ 60

【歳 出】

(単位:千円)

科 目 ・ 内 容	事業費	財 源 内 訳	
		特定財源	一般財源
4 予 備 費	179,103		179,103
[予備費] 【財務部】 予 備 費 (907,685 → 1,086,788) ・通 常 分 845,287 → 1,024,390 ・緊急財政需要対応分 62,398	179,103		179,103
補 正 額 合 計	818,510	404,698	413,812
うち新型コロナウイルス感染症緊急対策関連	198,770	24,570	174,200

【歳 入(一般財源)】

科 目 ・ 内 容	金 額
【財産収入】 【財務部】 不動産売払収入(もと光成中学校用地売払)	418,000
【繰入金】 【財務部】 公共施設整備等基金繰入金 (特定建築物耐震化支援事業費分 127,200 → 115,000)	▲ 12,200
【諸収入・雑入】 【教育委員会】 学校臨時休業対策費収入	8,012
補 正 額 合 計	413,812

5 函館市債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例の骨子

1 制定理由

地方税法の一部改正に準じ，延滞金の割合の特例に関する規定を整備するため

2 改正内容

(1) 改正する条例（5 条例）

- ・函館市債権の管理に関する条例(附則第3項)
- ・函館市国民健康保険条例（附則第4条）
- ・函館市介護保険条例（附則第3条）
- ・函館市後期高齢者医療に関する条例（附則第2条）
- ・函館市北海道営土地改良事業分担金等徴収条例（附則第2項）

(2) 改正内容

各条例における延滞金に関する規定中，「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるとともに，規定の整備を行う。

3 施行期日

令和3年1月1日

函館市債権の管理に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則 3 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>この場合における当該延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	附 則 3 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>この場合における当該延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

函館市国民健康保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則 （延滞金の割合の特例） 第4条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>この場合における当該延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	附 則 （延滞金の割合の特例） 第4条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>この場合における当該延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

函館市介護保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における当該延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>	附 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における当該延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></u>

函館市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における当該延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>	附 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における当該延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></u>

函館市北海道営土地改良事業分担金等徴収条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>この場合における当該延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	附 則 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>この場合における当該延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 土地の売払いについて

土 地 の 表 示				売払価格	売払先
所在	地番	地目	地積		
函館市 高盛町	37番1	宅地	m ² 12,113.17	円 418,000,000	函館市高盛町3番20号 株式会社高橋組

売払土地箇所図

函館市高盛町37番 1

位置図



用地図

